

令和4年度 第1回
白井市都市計画審議会
資料

期日 令和4年5月19日（木）

場所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室

資料

議案第 1 号

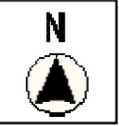
印西都市計画用途地域の変更について（付議）

議案第 2 号

印西都市計画高度地区の変更について（付議）

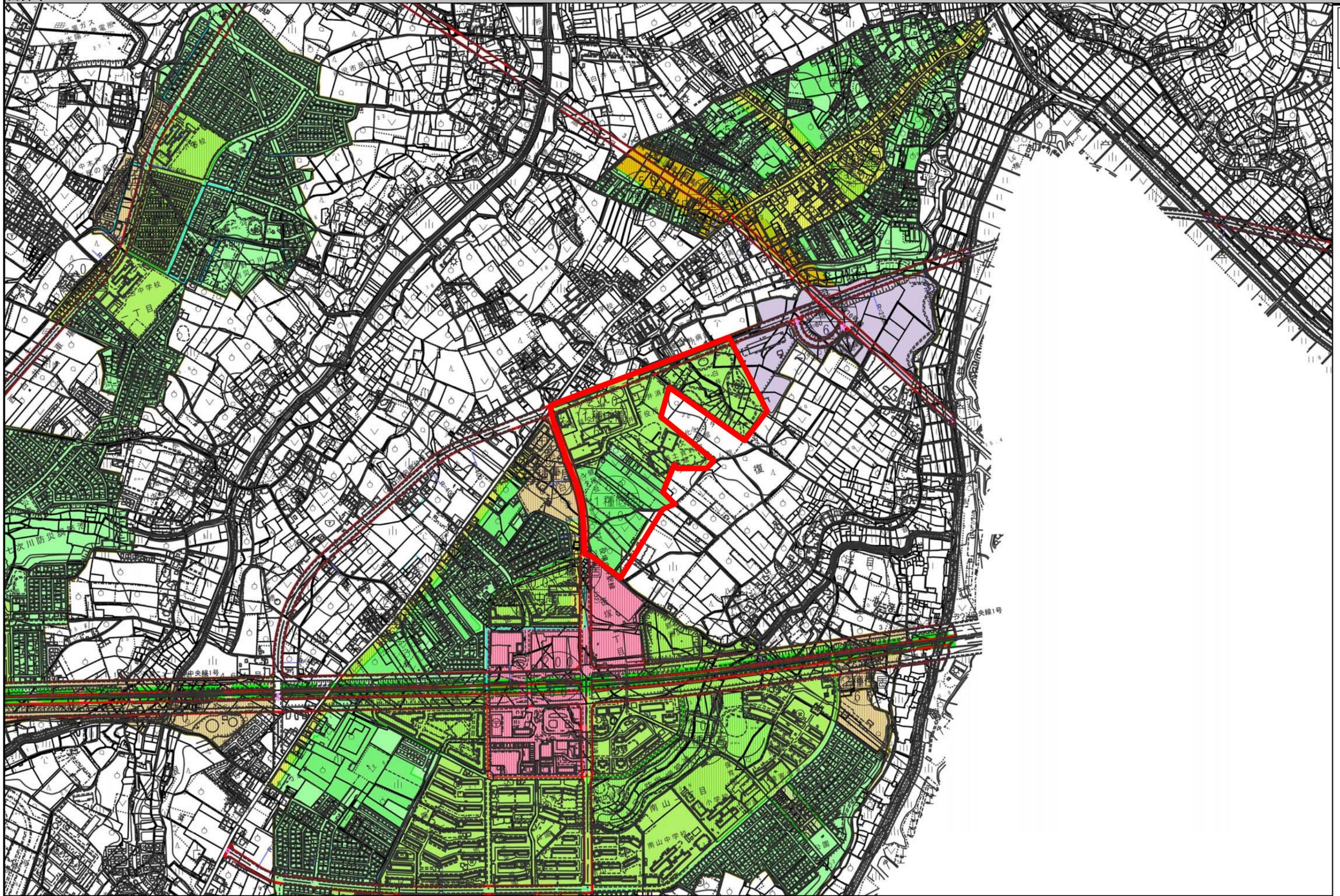
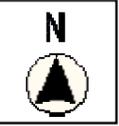
議案第 3 号

印西都市計画市役所周辺地区地区計画の決定について
（付議）

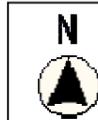


市役所周辺地区

縮尺 1 : 25000

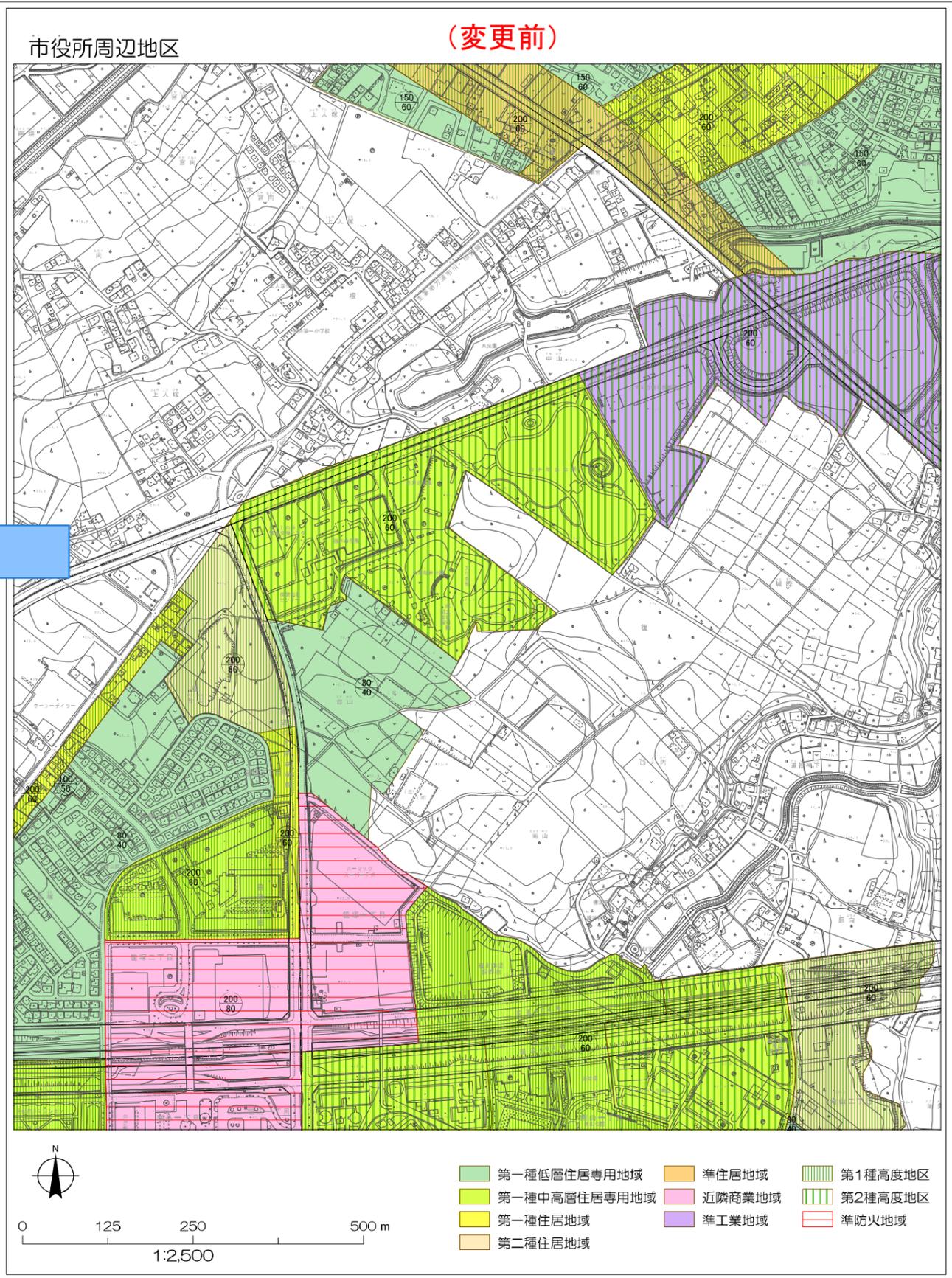
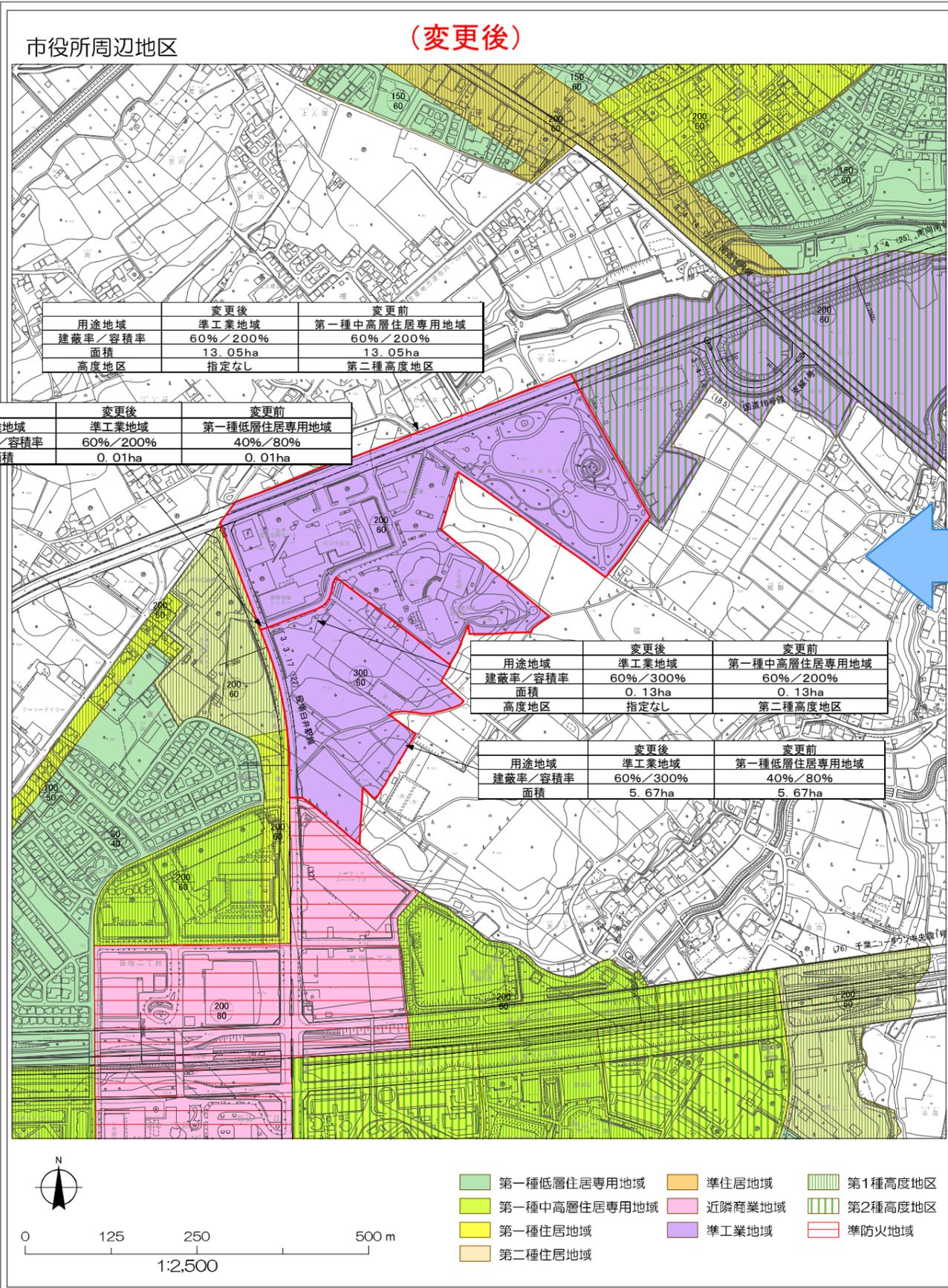


縮尺 1 : 10000



縮尺 1 : 5000

用途地域 / 高度地区 新旧対照図



市役所周辺地区における都市計画変更の経緯

1 上位計画の位置付けから都市計画審議会への諮問までの経緯

| | |
|------------|--|
| 平成28年3月 | 白井市第5次総合計画の策定 市役所周辺地区について「中心都市拠点」と位置付け |
| 平成28年3月 | 印西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 |
| 平成28年3月 | 白井市都市マスタープランの改定 |
| 平成29年1月 | 白井市用途地域の指定方針及び指定基準の策定 |
| 平成31年2月7日 | 平成30年度第2回都市計画審議会（諮問） 用途地域の近隣商業地域への変更、高度地区の変更、 防火・準防火地域の変更及び地区計画の決定について |
| 平成31年2月18日 | 平成30年度第2回都市計画審議会からの答申 概ね妥当であると認める。附帯意見「都市計画の手続きを進めるにあたっては、土地利用の誘導の実現性について留意し対応すること」 |

2 土地利用誘導の実現性確認から都市計画審議会への再諮問までの経緯

| | |
|------------|---|
| 令和元年10月1日 | 市役所周辺地区まちづくり協議会設立 |
| 令和元年11月15日 | 市役所周辺地区におけるサウンディング型市場調査実施の公表 |
| 令和2年6月10日 | 白井市都市マスタープランの改定 市役所周辺地区について「中心都市拠点検討地区」と位置付けを明確化 併せて用途地域の指定方針及び指定基準を改定し、 産業機能を集積すべき区域は、原則として準工業地域を定めると規定 |
| 令和2年6月25日 | 市役所周辺地区まちづくり協議会における事業者の決定 |
| 令和2年12月10日 | 事業者からの都市計画提案書受付 |
| 令和3年2月8日 | 令和2年度第1回都市計画審議会（再諮問） 用途地域の準工業地域への変更、高度地区の変更及び地区計画の決定 について |
| 令和3年3月1日 | 令和2年度第1回都市計画審議会からの答申 概ね妥当であると認める。 |

3 都市計画審議会への再諮問から付議までの経緯

| | |
|------------|---|
| 令和3年3月11日 | 令和2年度行政経営戦略会議へ付議 本件都市計画変更について案のとおり決定 |
| 令和3年12月13日 | 開発事業事前協議手続の開始 |
| 令和4年3月11日 | 千葉県都市計画課と修正協議を実施し、異存がない旨の回答を受ける。 |

7 将来都市構造

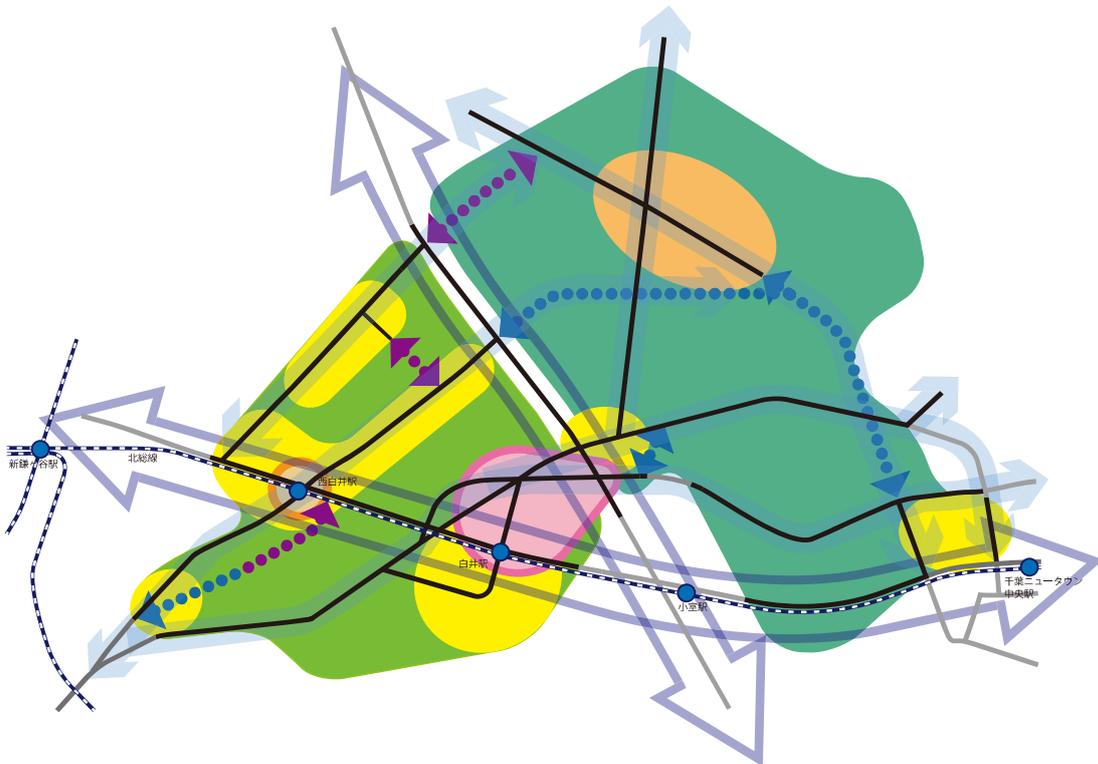
将来像の実現に向けて、将来都市構造を次のように定めます。

白井市には、大きくは田園風景が残る緑農ゾーンと緑の中で市街地が形成されている緑住ゾーンがあることから、それぞれの魅力、特性にあったまちづくりを進めます。

中心都市拠点では、白井市全体の中心となるように、コンパクトでにぎわいのある拠点づくりを進めます。生活拠点では、地域住民の暮らしを支える拠点づくりを進めます。

各地域と中心都市拠点や生活拠点を結びつける軸や市内の様々な特性をもった地域が交流できる軸の整備を進めます。

将来都市構造図



| 凡 例 | | | |
|-----|-----------------|--|-----------------|
| | 緑住ゾーン | | 緑農ゾーン |
| | 市街地ゾーン (住居系) | | 市街地ゾーン (産業系) |
| | 広域幹線軸 | | 中心都市拠点 |
| | 地域軸 | | 生活拠点 |
| | 幹線・主要道路 | | 構想道路 |
| | | | 計画道路 |



C 緑農ゾーン

主要産業である農業と共生する土地利用を目指すと共に、市民に開かれた空間としての活用を図ります。

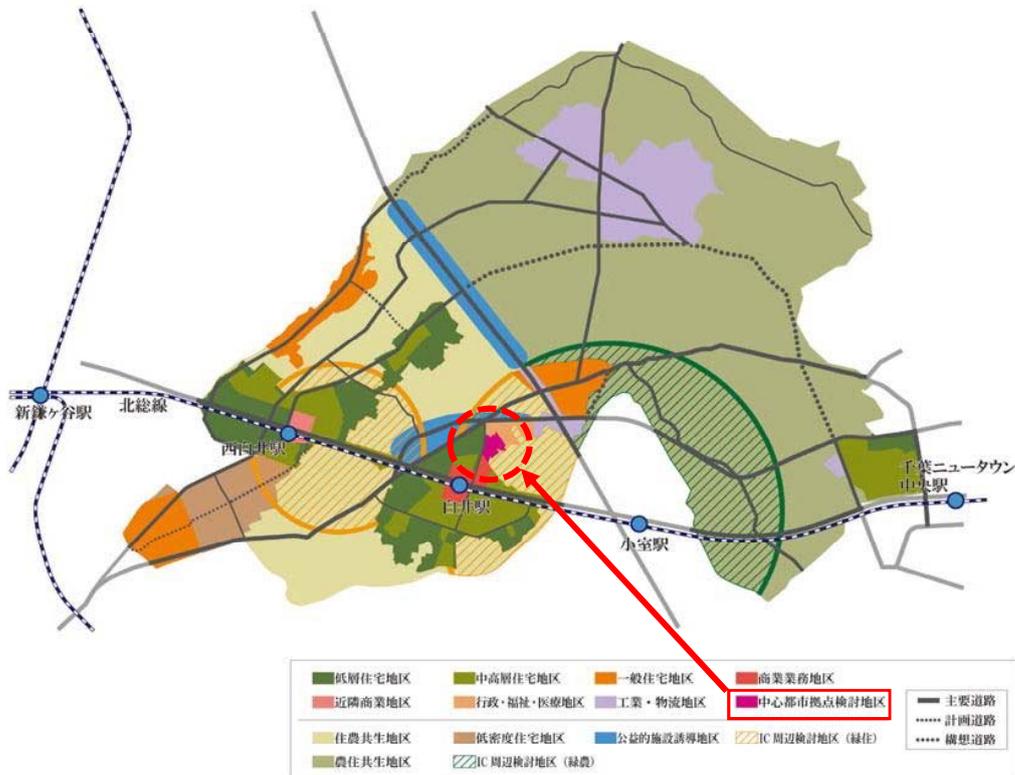
● **農住共生地区（※ 3）**

- ・市を代表する自然風景の保全
- ・地域の歴史や風土を継承する文化・景観的資源の活用
- ・市街地縁辺部及び集落とその周辺での無秩序な宅地化の抑制と必要な基盤整備

● **IC 周辺検討地区（緑農）**

- ・ICを活用した民間活力による 農と共生した多様な産業の受け皿づくりを進め、地域の振興に寄与する施設の立地の誘導
- ※ 2 住農共生地区は、現在の都市的土地利用と自然的土地利用の共存を図りながら都市的土地利用を抑制する地区です。
- ※ 3 農住共生地区は、樹林地や緑地・農地などの自然的土地利用を優先する地区です。

土地利用方針図



[産業系市街地]

県内でも有数の内陸工業団地としての質の向上に向けた土地利用を図ります。

●工業・物流地区

- ・周辺地域への影響を抑えた、自然と共生した工業団地の形成
- ・工業団地の質の向上のための土地利用の誘導と操業環境の保全

[都市拠点市街地]

総合計画における将来都市構造に基づく都市拠点にふさわしい土地利用の誘導を図ります。

●中心都市拠点検討地区

- ・中心的な都市機能や交流機能などを集積する拠点の形成

B 緑住ゾーン

身近な緑に囲まれたゆとりを感じる白井らしい暮らしの場としての土地利用と梨園などの豊かな農地との共存により、自然と人の活動が親密な土地利用を図ります。

●住農共生地区（※2）

- ・梨園などの営農環境の保全
- ・集落周辺の自然を守りつつ、暮らしやすい環境整備（生活道路、生活排水処理等）の推進
- ・市街地緑辺部及び集落とその周辺での無秩序な宅地化の抑制と必要な基盤の整備

●低密度住宅地区

- ・地区に合った適当な整備による自然と共存したゆとりのある低層住宅地の形成

●公益的施設誘導地区

- ・行政・福祉・医療地区の集積にともなう来訪者の増加に応じた、民間活力によるにぎわいと交流が形成される施設の立地の誘導
- ・国道16号沿道における民間活力による商業・物流施設の立地の誘導

●I C 周辺検討地区（緑住）

- ・I Cを活用した民間活力による多様な産業の受け皿づくりを進め、地域の振興に寄与する施設の立地の誘導



2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a 業務地

印西市役所及び白井市役所周辺は、官公庁施設、文化ホール、図書館等の文化施設が集積し、既に業務地としての形成が図られている。今後も、業務機能の充実を図る業務地として配置する。

千葉ニュータウン地域内では、千葉ニュータウン中央地域東部、印西牧の原地域北部及び東部並びに西部、印旛日本医大地域東部など、今後も、用途の複合化を可能とする業務地を配置し、地域特性を生かした商業機能や業務機能の充実を図る。

b 商業地

ア. 中心商業地

千葉ニュータウン中央駅及び印西牧の原駅周辺に、入居に伴う人口増や区域外からの集客に対応する広域的な商業圏域を有する中心商業地を配置するとともに、中心商業地としての機能充実を図る。

イ. 一般商業地

木下駅、小林駅、西白井駅、白井駅及び印旛日本医大駅周辺に地域住民の日常購買需要を満たす地区中心的な商業地を配置する。

なお、木下駅周辺は「中心市街地活性化基本計画」、小林駅周辺は「小林地区活性化計画」に基づき、回遊性の確保や市街地環境等の改善を図る。

c 工業地

都市としての自立性を高め、地元雇用拡大を図るため、国道16号の北側に位置する既存の白井工業団地は、今後とも工業地として配置する。また、産業の振興及び雇用の創出を図るため、松崎工業団地については、製造業、流通・加工業、研究所等を主体とした工業地を配置する。

これら工業地の配置にあたっては、周辺環境との調和に十分配慮する。

d 住宅地

木下・大森地域、小林地域、白井地域、富士地域、西白井地域及び千葉ニュータウン地域等の既成市街地については、居住環境の維持・増進に努め、今後とも住宅地として配置する。

千葉ニュータウン中央地域北東部については、効率的かつ高度な土地利用を行い、地域特性を生かした業務施設を許容する住宅地として配置する。

千葉ニュータウン地域等の未利用地で、今後、計画的に開発整備される市街地については、多様なニーズに対応する特色ある良質な住宅地を供給するため、低層住宅地及び中高層住宅地等を適正に配置し、住宅に対する選択性の向上を図るとともに、建物用途の純化を図り、良好な居住環境の整備・保

3. 土地利用と用途地域の指定方針

(1) 住宅地

住宅地は、土地利用の現況及び動向を勘案し、住居の環境の悪化をもたらすおそれのある施設の混在を防止し、住居の専用性を高めるなど住居の環境を保護することが望ましい。

住宅地における用途地域は、当該地域における地形等の自然条件、都市施設の整備状況、義務教育施設を中心とする住区構成、市街化の動向並びに建築物の用途、建蔽率及び容積率等の現況などを考慮して定めるものとし、不適格建築物の分布状況、今後の開発動向及び隣接する用途地域との整合についても考慮して次のように定める。

ア 良好な住居の環境を有する低層住宅地の形成を図る地域については、原則として第一種低層住居専用地域を定める。

また、住民の日常の利便性に配慮し、小規模な日用品販売店舗等の立地を許容する地域については、第二種低層住居専用地域を定める。

イ 良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図る地域については、原則として第一種中高層住居専用地域を定める。

また、住民の日常の利便性に配慮し、中規模な店舗等の立地を許容する地域については、第二種中高層住居専用地域を定める。

ウ その他の住居の環境を保護する住宅地については、原則として第一種住居地域を定める。

また、住居の環境を保護する住宅地において、住居と比較的規模の大きな店舗や事務所等の併存を図る地域については、第二種住居地域を定める。

エ 幹線道路等の沿道の住宅地で、用途の広範な混在を防止しつつ、住居と併せ自動車関連施設等の道路の沿道にふさわしい商業、業務の用に供する地域については、準住居地域を定める。

オ 都市における農地の保全と建築物に対する建築規制を一体として行う必要がある地域については、田園住居地域を定める。

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域において特に日照等を考慮する必要のある場合は、高度地区を併せて定めることが望ましい。

第一種住居地域及び第二種住居地域において、特に教育環境の保護を図るべき地域については、必要に応じ、特別用途地区（文教地区等）を併せて定めることが望ましい。

(2) 商業地

商業地における用途地域は、都市における商業機能の適性な構成を図る観点から、交通ネットワークの形成との関係を考慮しつつ、商業地の位置づけに応じて商業等に必要な空間も含め適正な規模及び配置となるよう次のように定める。

ア 商業の用途に純化した地域及び都市の拠点としての位置づけがあり、都市基盤施設の整備の状況から商業機能の集積を図り、利便性を増進すべき地域については、原則として商業地域を定める。

イ 住宅地に近接し、近隣住民の日常の利便性を増進するため、店舗や事務所の立地を図る地域や、隣接する住宅地との環境の調和を図る必要がある地域については、原則として近隣商業地域を定める。

ウ 商業地域、近隣商業地域ともに、用途の純化の観点からその規模が過大とならないよう定める。

商業地における用途地域には、原則として防火地域又は準防火地域を併せて定める。

特に良好な市街地を形成する必要がある場合、地区計画等を併せて定めることが望ましい。

(3) 業務地

業務地における用途地域は、用途の複合化を可能とする地区として適正な規模及び配置となるよう次のように定める。

ア 地域特性を生かした商業機能の集積をすべき区域においては、原則として近隣商業地域を定める。

イ 地域特性を生かした産業機能の集積をすべき区域においては、原則として準工業地域を定める。

特に良好な市街地を形成する必要がある場合、地区計画等を併せて定めることが望ましい。

(4) 工業地

工業地における用途地域は、工業生産活動の増進、公害の発生の防止等を勘案し、交通ネットワークとの関係を考慮しつつ、流通業務施設等に必要な空間も含め適正な規模及び配置となるよう次のように定める。

ア 住宅と工業等の混在を排除することが困難又は不相当と認められる区域で、環境の悪化をもたらすおそれのない軽工業等の工業の利便性の増進を図る地域については、原則として準工業地域を定める。

イ 工業の利便性の増進を図る地域であり、住宅や店舗等の混在を排除することが困難又は不相当な工業地については、原則として工業地域を定める。

ウ 工場等の集積が著しく、住宅や店舗等の混在をなくし、工業に特化した工業の利便性の増進を図る工業地及び工業団地等計画的に開発する工業地については、原則として工業専用地域を定める。

特に公害防止上必要のある場合は、必要に応じ、特別用途地区（特別工業地区等）を併せて定めることが望ましい。

(5) 幹線道路の沿道等

幹線道路の沿道としてふさわしい業務等の利便性の増進を図る地域において、幹線道路の整備状況や周辺土地利用の現状と動向を勘案し、地域の実情に応じ、後背地の環境に配慮した土地利用を図ら

4. 用途地域の変更時期

主な見直し時期は、下記のとおりとする。

ア 「印西都市計画区域マスタープラン」及び「白井市都市マスタープラン」などの変更に応じ、計画的な土地利用の誘導を図る必要がある場合で、市街地整備等基盤の整備が確実となった時点で、用途地域の変更を行う。

イ 都市計画基礎調査の結果等による土地利用の転換や建築物の動向を踏まえ、適切な土地利用の誘導及び保全を図る必要がある場合、用途地域の変更を行う。

ウ 市街地開発事業（土地区画整理事業を除く）が実施される場合は、原則として事業の都市計画決定に併せ用途地域の変更を行う。

エ 土地区画整理事業においては、仮換地指定等事業の進捗に伴い、適切な時期に用途地域の変更を行う。（市街化区域・用途地域への編入の際は、原則として暫定用途地域の指定を行う。）

オ 都市計画道路等の沿道については、整備状況を踏まえ、適切な時期に用途地域の変更を行う。

カ 地域の課題に対応する事項を地区計画等で明確にした地区にあっては、道路等の公共施設の整備の状況等を踏まえ、適切な時期に用途地域の変更を行う。

キ 商業、工業、公的施設の移転跡地等の一団の未利用地がある地区では、周辺の土地利用現況や都市全体の将来土地利用計画を見越して、適切な時期に用途地域の変更を行う。

5. 用途地域の指定に当たっての留意事項

（1）用途地域の区域界

ア 用途地域及び容積率等の指定区域の境界は、原則として道路、鉄道、河川、水路等の明確な地形・地物とする。

イ 幹線道路沿道や鉄道沿線に路線的に指定する場合は、原則として道路端、鉄道又は鉄道敷界から1宅地（25m）の区域に指定できるものとする。

また、4車線以上の幹線道路沿道及び鉄道沿線については、道路端、鉄道又は鉄道敷界から2宅地（50m）の区域に指定できるものとする。

なお、これらの近傍に区画道路などの明確な地形地物がある場合は、これを用途地域界とすることができる。

ウ 明確な地形地物等により難しい場合は、市街地開発事業界、行政界などを境界とすることができる。

（2）配置及び規模の特例

下記に該当する場合は、本基準の配置及び規模について緩和しても差し支えないものとする。ただし、その地域あるいは隣接地域の住環境等に配慮するよう努めるものとする。

ア 土地区画整理事業などで計画的な整備がされた又はされることが確実な区域のうち小規模な利便施設立地地区として位置づけられた地区などで隣接の住環境に支障のない地区等

イ 路線的に用途地域を定めることなどにより飛び地として残る区域又は新たに路線的用途地域の

《準工業地域》

| | | | | |
|---|---|-----|-----|-------------------------|
| 指定区域 | ①主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める区域 ②住宅と工業等の混在を排除することが困難又は不相当と認められる区域で、環境の悪化をもたらすおそれのない軽工業等の立地を図る区域 ③流通業務施設等の立地を図る区域 | | | |
| 配置 ・ 規模等 | ①原則として、規模はおおむね5ha以上とし、不整形でないこと。 ②工業専用地域及び工業地域と一体になり、良好な生産環境の保全など、やむを得ないと認められる場合は、規模を緩和することができる。 ③幹線道路沿道及び鉄道沿線に路線的に指定することができる。この場合、規模の規定を設けない。 | | | |
| 建蔽率 ・ 容積率等 | 適用区域 | 建蔽率 | 容積率 | その他 |
| | 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める区域（標準） | 60 | 200 | 必要に応じ高度地区、敷地面積の最低限度を定める |
| 工業地、業務地として土地の高度利用を図るべき区域で、必要な公共施設が整備された又は整備されることが確実であり、かつ地区計画等により良好な市街地環境が誘導される区域 | 60 | 300 | | |

白 都 審 第 2 号
令 和 3 年 3 月 1 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市都市計画審議会
会長 北 原 理 雄



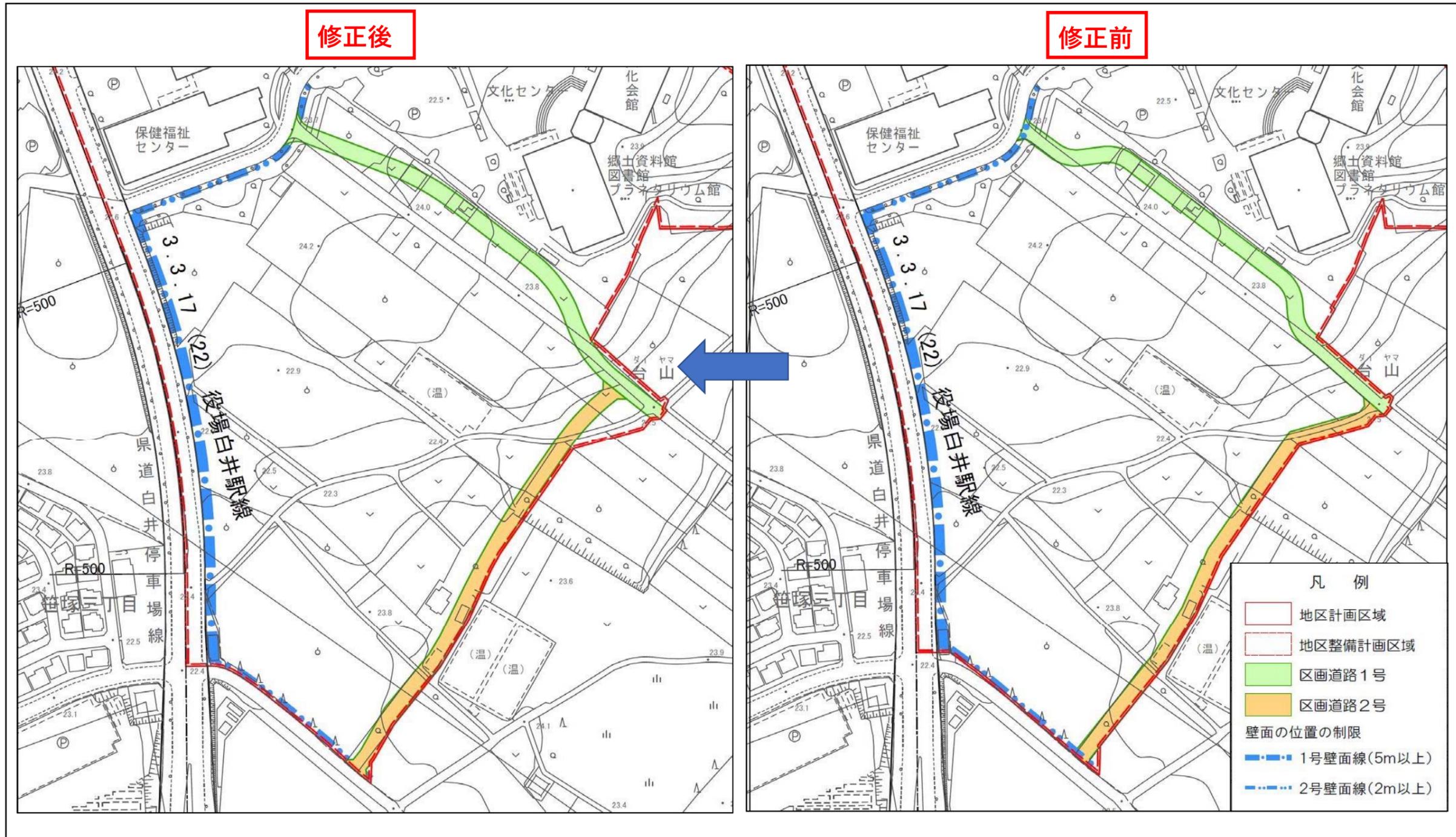
白井市都市計画審議会への諮問について (答申)

令和3年1月5日付け白都第180号により諮問のあった下記の事項については、概ね妥当であると認める。

記

1. 「印西都市計画用途地域の変更 (素案)」について (諮問)
2. 「印西都市計画高度地区の変更 (素案)」について (諮問)
3. 「印西都市計画市役所周辺地区地区計画の決定 (素案)」について (諮問)
4. 「印西都市計画池の上一丁目地区地区計画の変更 (素案)」について (諮問)

市役所周辺地区地区計画 区画道路 新旧対照図



資料

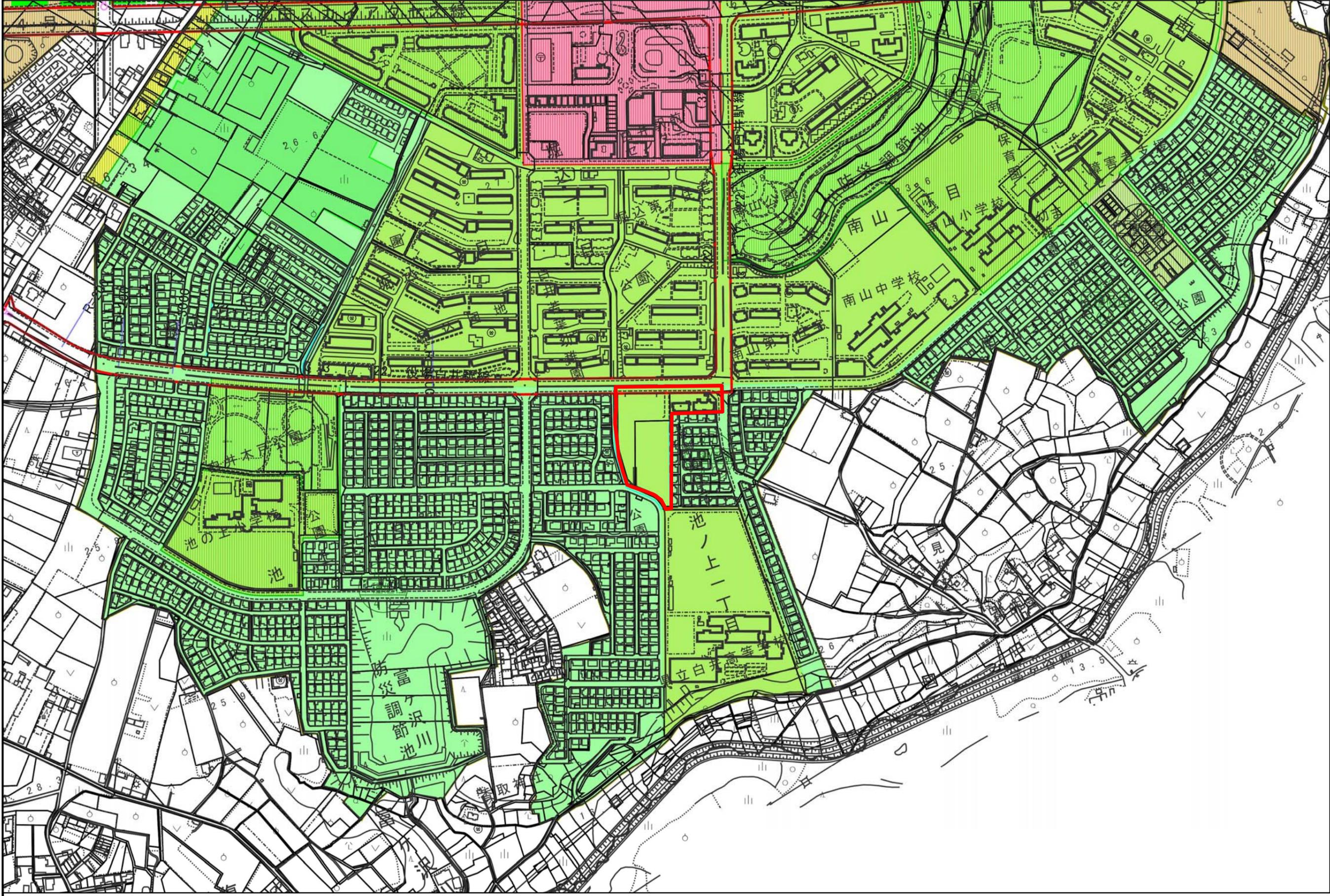
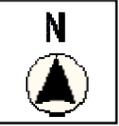
議案第4号

印西都市計画池の上一丁目地区地区計画の変更について

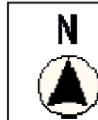
(付議)



縮尺 1 : 25000

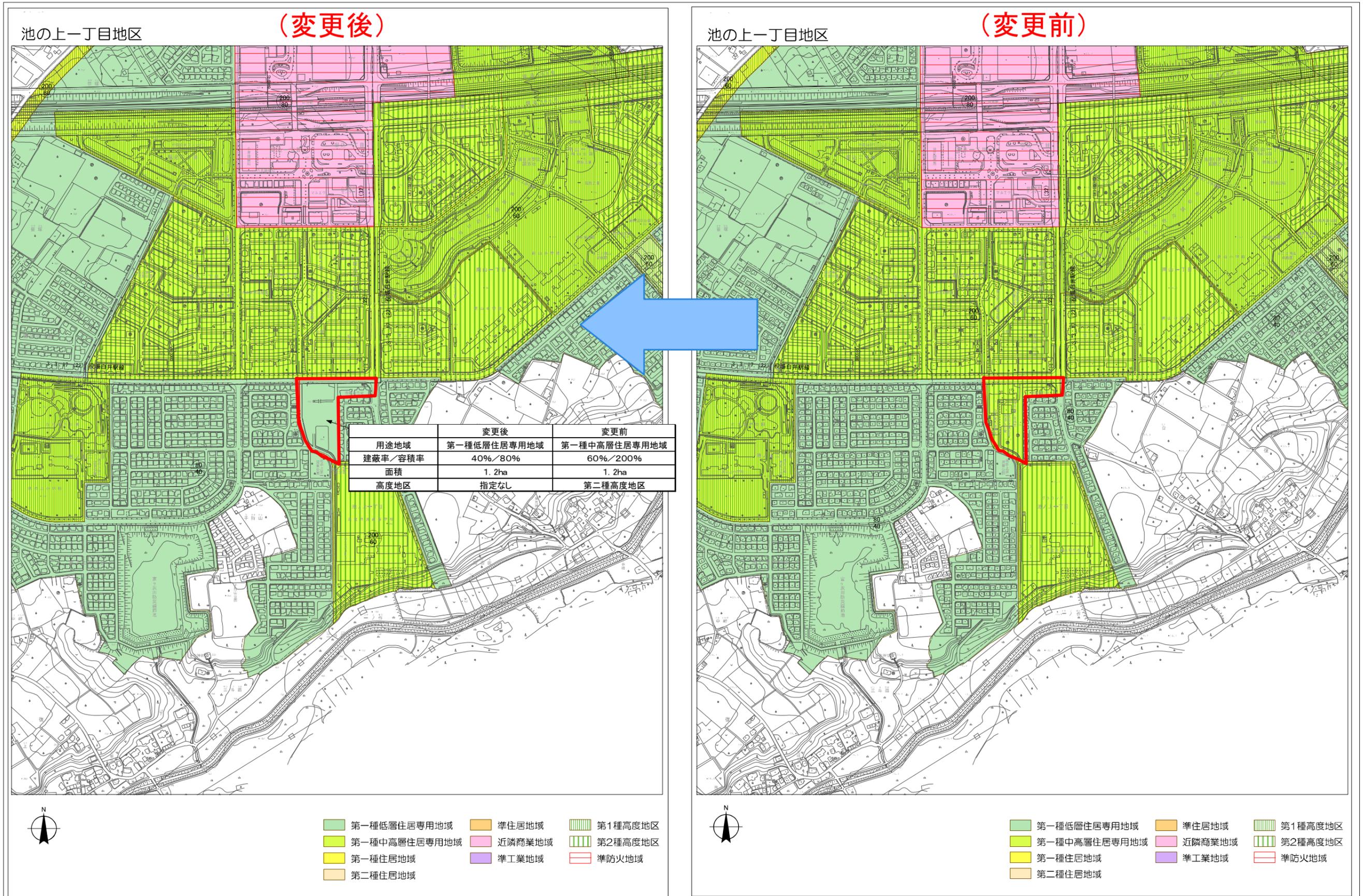


縮尺 1 : 5000



縮尺 1 : 2500

用途地域 / 高度地区 新旧対照図



資料

議案第 5 号

印西都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

生産緑地地区の概要

1. 生産緑地地区の目的

市街化区域内にある農地等の有する緑地機能やオープンスペースとしての防災機能等に着目し、一定規模（500 m²）以上の農地を生産緑地地区として定め、農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ること。

2. 生産緑地地区の指定の効果

- ・農地としての土地利用が都市計画上、明確に位置付けられ、都市における農地等の適正な保全を図ることができる。
- ・地権者は生産緑地法に基づき一定の義務や土地利用の制限が課されるが、その一方で固定資産税や相続税の優遇措置を受けることができる。

3. 白井市の生産緑地の指定の経緯

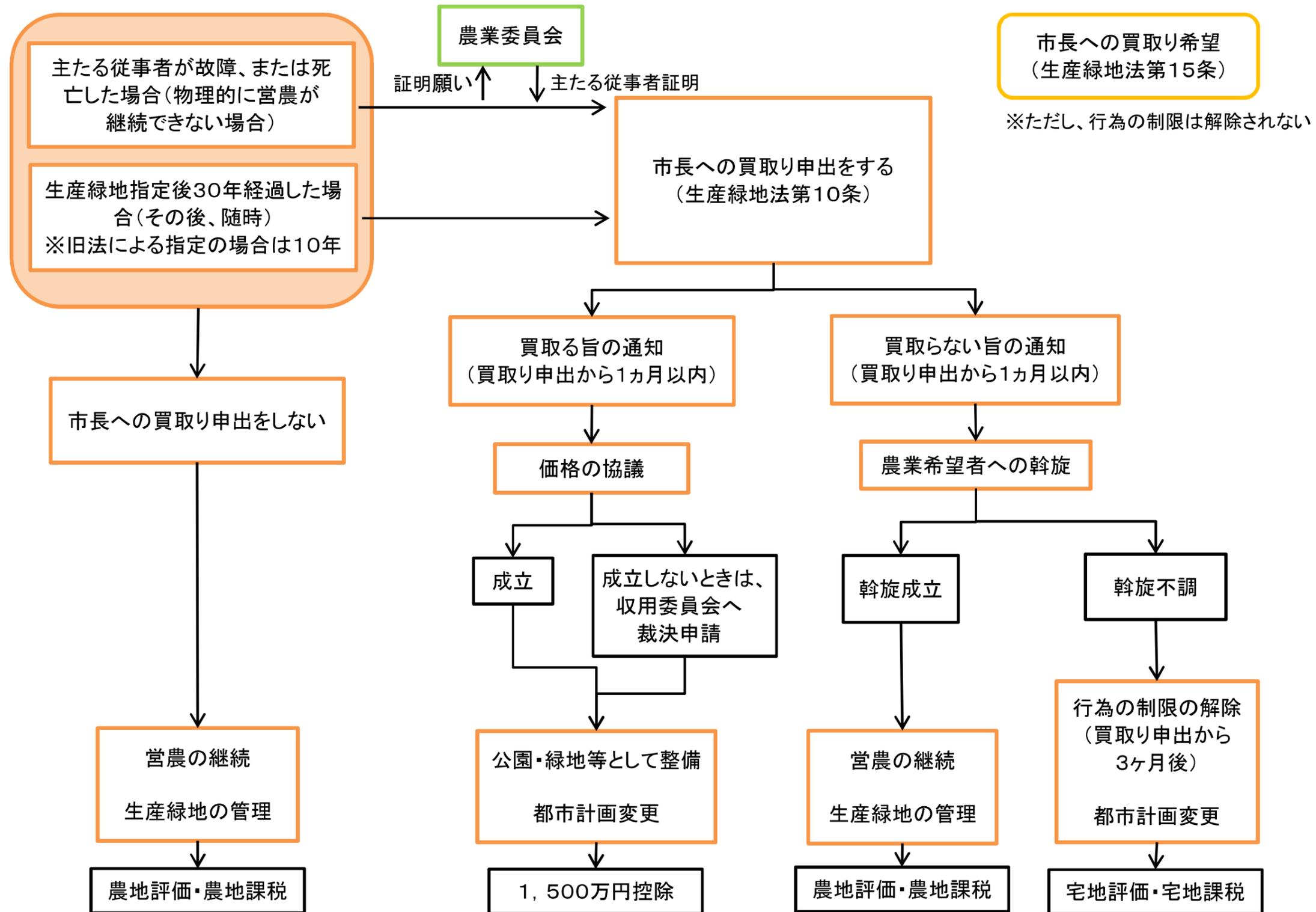
- ①昭和 61 年に千葉 NT 事業の見直しに伴い、旧生産緑地法（昭和 49 年施行）により第一種生産緑地地区 7 地区の約 30ha を指定
- ②平成 3 年に生産緑地法改正（平成 4 年施行）
- ③平成 13 年の市制施行にともない三大都市圏の特定市となり、平成 13 年 11 月に生産緑地地区を 38 地区の約 23ha を追加して指定
- ④平成 14 年 11 月に白井・沼南土地区画整理事業区域内において、4 地区の約 1.4ha を追加指定
- ⑤現在は 41 地区（旧法 7 地区・改正法 34 地区）、約 38.53ha が生産緑地地区として指定

4. 行為制限解除と都市計画変更（廃止）について

都市計画法では、生産緑地法で指定された生産緑地地区を区域決定しており、生産緑地法による行為制限解除がなされると、土地利用制限のない生産緑地地区が都市計画上の区域として存在している状態となる。

そのため、都市計画としての意義が失われたため区域の変更（廃止）を行う。

生産緑地買取り申出に関するフロー



生産緑地法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（生産緑地地区に関する都市計画）

第三条 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
 - 二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。
 - 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- 2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。
- 3 生産緑地地区に関する都市計画の案については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第百六条第三項又は農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第八十八条第二項の規定による要請があつた土地の区域に係るものを除き、当該生産緑地地区内における農地等利害関係人の同意を得なければならない。
- 4 前項の「農地等利害関係人」とは、農地等(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された農地等にあつては、当該農地等に対応する従前の土地。以下この項において同じ。)について所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は農地等に関する買戻しの特約の登記の登記名義人をいう。
- 5 生産緑地地区に関する都市計画を定めるに当たっては、当該生産緑地地区に係る農地等

及びその周辺の地域における幹線街路、下水道等の主要な都市施設の整備に支障を及ぼさないようにし、かつ、当該都市計画区域内における土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにしなければならない。

- 6 生産緑地地区に関する都市計画は、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第四条第一項に規定する基本計画(同条第二項第五号に掲げる事項が定められているものに限る。)が定められている場合においては、当該基本計画に即して定めなければならない。

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地(生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。)の所有者(以下「生産緑地所有者」という。)は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日(以下「申出基準日」という。)以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつていときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

- 2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者(当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。)が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(生産緑地の買取り等)

第十一条 市町村長は、第十条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする。

(生産緑地の買取りの通知等)

第十二条 市町村長は、前条第二項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、第十条の規定による申出があつた日から起算して一月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨又は買い取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。

2 前条第二項の規定により買取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定により買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の時価については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定める。

(生産緑地の取得のあつせん)

第十三条 市町村長は、生産緑地について、前条第一項の規定により買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあつせんすることに努めなければならない。

(生産緑地地区内における行為の制限の解除)

第十四条 第十条の規定による申出があつた場合において、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地の所有権の移転(相続その他の一般承継による移転を除く。)が行われなかつたときは、当該生産緑地については、第七条から第九条までの規定は、適用しない。